

～今日から ここから みんなから～  
第2次なすから男女共同参画計画



令和6年3月

那須烏山市

## はじめに

人口減少社会や人生 100 年時代の到来を迎え、私たちを取り巻く社会構造は大きく変化しています。女性の社会進出が大きく期待される中、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会を実現するためには、多様な働き方や生き方を認め合うことがますます求められています。

本市においては、平成 30（2018）年 3 月に「なすから男女共同参画計画」を策定し、男女がお互いの人権を認め合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めてきました。また、令和 5（2023）年 4 月には、パートナーシップ宣誓制度を導入し、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値観を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指してきました。

さらに、同年 6 月には、日光市を会場に「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、ジェンダー平等や女性の地位向上など、「全ての女性、女兒、性的少数者の人権と尊厳が尊重される社会の実現に向け努力を続ける」といった共同声明が取りまとめられ、男女共同参画に関する機運が高まっています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強いことや、働く場においても男女間の格差の是正や女性の参画拡大、配偶者等からの暴力の問題など、引き続き様々な課題への対応が求められています。

本市では、こうした社会情勢やこれまでの本市の取組の成果及び課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、「～今日から ここから みんなから～ 第 2 次なすから男女共同参画計画」を策定しました。

市民の皆様には、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場で、男女が共に輝く社会の実現に向けた取組にご協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたりまして、ご審議をいただきました那須烏山市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントなどを通じ、貴重なご意見、ご提案をいただきました多くの市民の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月



那須烏山市長 川俣 純子

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6
第2章 那須烏山市の現状	7
1 統計からみる那須烏山市の現状	7
2 市民意識調査結果	10
3 本市の現状と課題	17
4 男女共同参画推進計画数値目標の達成状況	18
5 男女共同参画推進団体等の意見	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 市の将来像	21
2 基本の視点	21
3 基本目標	22
4 計画の体系	23
第4章 計画の内容	24
1 計画の内容	24
基本目標1 男女共同参画の意識づくり	
施策の方向1 男女共同参画の理解促進	24
施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習の充実	26
施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶「DV防止基本計画」	27
基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり	
施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	29
施策の方向2 地域・社会における男女共同参画の推進	30
施策の方向3 働く場における女性活躍の推進「女性活躍推進計画」	31
基本目標3 互いを支え合える社会づくり	
施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の環境整備	33
施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進	35
施策の方向3 様々な困難等を抱える人々への支援	36
2 計画の数値目標	38
第5章 計画の推進	39
1 推進体制の充実	39
2 計画の進行管理	40
資料編	41
那須烏山市男女共同参画推進委員会設置及び運営規程	41
那須烏山市男女共同参画推進委員会委員名簿	42
計画策定の経緯	43
男女共同参画社会基本法	44
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	49
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	60
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	69

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

那須烏山市では、「～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画」を平成30（2018）年3月に策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、働き方や暮らし方の変革が求められる今、未だ社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることや、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者やパートナーからの暴力・性暴力の増加・深刻化が後を絶たない状況であること、女性の雇用、所得への影響等、多くの課題が残されている中で、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要になっています。

このような動向を踏まえ、男女が互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、「第2次なすから男女共同参画計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

なお、本計画は、「市町村男女共同参画計画」としての単独の計画ではなく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく「市町村DV防止基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく「市町村推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4（2022）年5月制定、令和6（2024）年4月施行）に基づく「当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含しています。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国際的な動き

国際連合は、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」と定め、この年に第 1 回の世界会議「国際婦人年世界会議」が開催され、『世界行動計画』が採択されました。

また、国際婦人年に続く 10 年間を「国際婦人の 10 年」とし、国際婦人年の目標である「平等・発展・平和」の達成のための努力が行われることとなり、昭和 54 (1979) 年には、女性差別を撤廃し、男女の完全な平等を達成するための「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約) が採択されました。

平成 7 (1995) 年には、第 4 回世界女性会議において、21 世紀に向けた「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」は、女性の地位向上のための国際的基準となっており、「北京宣言」後も定期的な実施状況の評価・見直しが行われています。

平成 23 (2011) 年には、既存のジェンダー※関連 4 機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント※のための国連機関 (UN Women)」が設立され、世界、地域、国レベルでこれらの活動をリード、支援しています。

平成 26 (2014) 年の第 58 回国連婦人の地位委員会では、日本の提案による「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。

平成 27 (2015) 年国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連加盟 193 か国の全会一致で採択されました。2030 年までに全ての国が取り組むべき 17 の目標と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(SDGs) が掲げられ、「誰一人、取り残さない」社会を目指して国際社会が一致して取り組んでいます。SDGs では、目標 5 として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが位置づけられました。

令和 5 (2023) 年には、G 7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合において、「コロナ禍での教訓を生かす」ことや「女性の経済的自立」などについて話し合わせ、共同声明「日光声明」が採択されました。ジェンダー平等や女性の地位向上など、「あらゆる多様性を持つ女性と女児、LGBTQIA+ の人々の人権と尊厳が尊重される社会の実現に向けて努力を続ける」ことなどが明記されました。



※ジェンダー…生物学的に個体が有する性別 (セックス) に対し、社会的・文化的に形成された役割などの社会的性差のこと。

※エンパワーメント…力をつけること。自ら能力を高め、政治・経済・社会など社会のあらゆる分野で力を持った存在になること。

## (2) 国の動き

我が国においても、世界の男女共同参画の動きと連動し、女性差別の解消と男女共同参画に向けた取組が進められてきました。

平成11（1999）年に男女共同参画審議会の答申を受けて、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13（2001）年に制定された「DV防止法」は、令和元年に改正され、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化され、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。

平成27（2015）年に制定された、「女性活躍推進法」も、令和元年度に改正され、女性をはじめとする多用な労働者が活躍できる職業環境をさらに整備するため、「女性活躍推進法附則」に基づく見直しの検討を実施し、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大やハラスメント対策の強化等の措置を構ずることとなりました。

平成30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とした、国、地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。令和3（2021）年6月には改正され、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組の促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国、地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

同年には、「働き方改革関連法」が成立し、少子高齢化による労働人口の減少や、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化、企業におけるダイバーシティの実現の必要性等の課題を解決することを目的とし、平成31（2019）年4月から段階的に施行、企業等に対し、時間外労働の上限規制、フレックスタイム制の拡充などを行うこととされました。

令和2（2020）年に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次の4つを提示し、男女共同参画計画の形成の促進を図っています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

同年には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定し、令和2（2020）年度から4（2022）年度までの3年間を集中強化期間として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めることとされました。令和4年には、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6（2024）年4月に施行されることになりました。

令和5（2023）年4月には、すべての子どもが自立した個人として平等に健やかで幸せな状態で成長することができる社会の実現を目指し、子どもや子育て当事者の視点に立った政策立案や、子どもや家庭の抱える様々な課題に対し包括的支援を行うことを目的に、「こども家庭庁」が設置されました。

同年には、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」（女性版骨太の方針2023）が提示され、企業における女性登用の加速化のため、プライム市場に上場する企業について女性役員の比率を2030年までに30%以上とする目標が示され、育児期の柔軟な働き方の推進として、「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を強化することが提示されました。

### （3）県の動き

栃木県では、「男女共同参画社会基本法」を受けて、平成13（2001）年に「とちぎ男女共同参画プラン」が策定されました。

平成17（2005）年には、DV防止に基づく「DV防止計画」が策定され、平成20（2008）年に改定が行われました。その後、改定を重ね令和4（2022）年3月にこれまでの取組状況や社会情勢等の変化等を踏まえながら、「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」を基本目標に定めた第4次改訂が行われました。

平成28（2016）年には、「女性活躍推進法」を受けて「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」が策定されました。県民のニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるといった観点からも、女性の活躍推進が求められていることを受け、令和3（2021）年に第2期計画を策定し、一層の男女共同参画社会の推進を図っています。

令和4（2022）年9月には、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、「とちぎパートナーシップ宣誓制度」が導入され、宣誓カードの提示により県をはじめ市町等が提供するサービスの利用が可能となりました。

また、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を推進してきましたが、未だ根深く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害が依然として後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。そのため、令和3（2021）年策定した、「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」に基づき、各種施策が総合的に推進されています。

女性に偏る家事の平等な分担を目指そうと、家事分担や家事時間削減を目的とした「とも家事」を推進し、令和5（2023）年10月には、11月22日を栃木県独自の「とも家事の日」と制定し機運醸成を図っています。

#### (4) 市の動き

こうした国・県の動きや社会環境の変化のなか、本市では平成30(2018)年に策定した「～今日から ここから みんなから～ なすから男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行ってきました。さらに、「DV防止法」に基づくDV防止基本計画、「女性活躍推進法」に基づく女性活躍推進計画も位置付け、DVを容認しない社会や女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

令和4(2022)年3月には、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、「那須烏山市次世代育成支援・女性活躍特定事業主行動計画 NA+KA+MA(仲間)プラン」を策定しました。今後は、SDGsを踏まえ、「市民に寄り添い市民協働のまちづくり」を推進するために、地域社会の牽引役として、職員が性別にかかわらず働きやすく、キャリア形成を行える環境づくりや働き方改革に率先して取り組み、ワーク・ライフ・バランス(生活と仕事の両立)を実現し、市民サービスの向上に努めます。

また、パートナーシップ宣誓制度を令和5(2023)年4月から導入し、全ての市民の人権が尊重され、お互いに多様な生き方や価値観を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、市民の誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。

令和5(2023)年度には、市の最上位計画に位置付けられる「那須烏山市第3次総合計画」が運用を開始し、中長期的な展望のもと目指すべき市の未来像を描き、その実現に向けた目標を明確にするとともに、令和5(2023)年度からの5年間に市が取り組むべき重要政策をまとめ、計画の基本の視点である、「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」を目指しています。

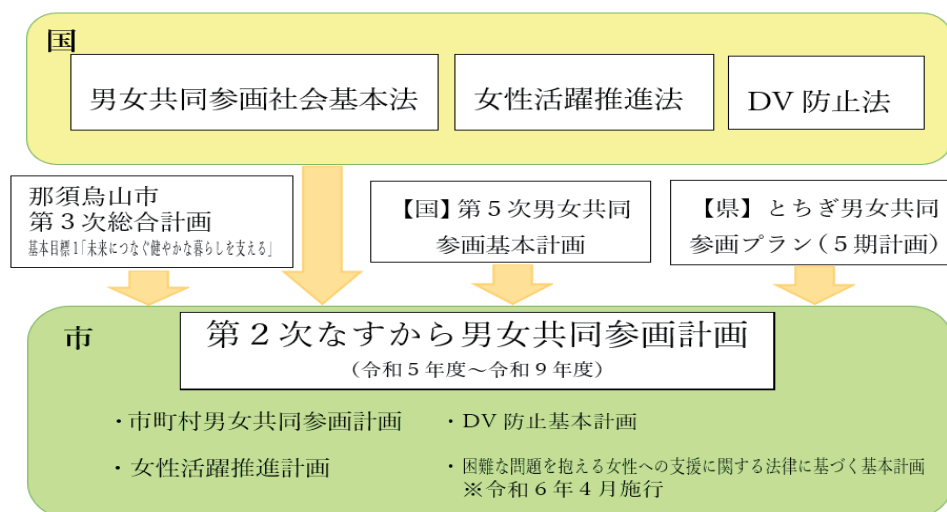




### 3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に相当するものです。
- (2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）」のほか、市の「那須烏山市総合計画」をはじめとする市の各計画、プランとの整合を図った計画です。
- (3) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画（女性活躍推進計画）」に相当するものです。
- (4) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画（DV防止基本計画）」に相当するものです。
- (5) 本計画は、令和6（2024）年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の第8条第3項に基づく、「当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。

計画の位置付け（イメージ）



### 4 計画の期間

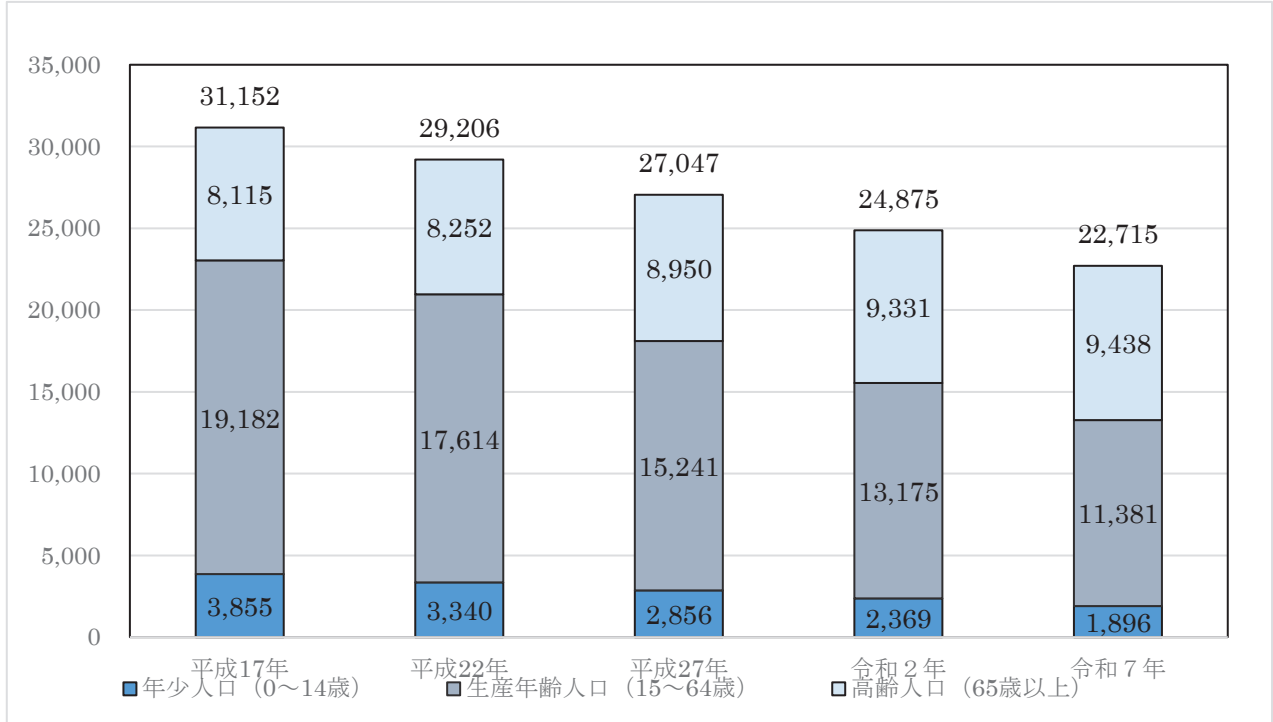
本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを適宜行います。

2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年
第2次那須烏山市男女共同参画計画					第3次那須烏山市男女共同参画計画				

## 第2章 那須烏山市の現状

### 1 統計からみる那須烏山市の現状

#### (1) 人口の推移



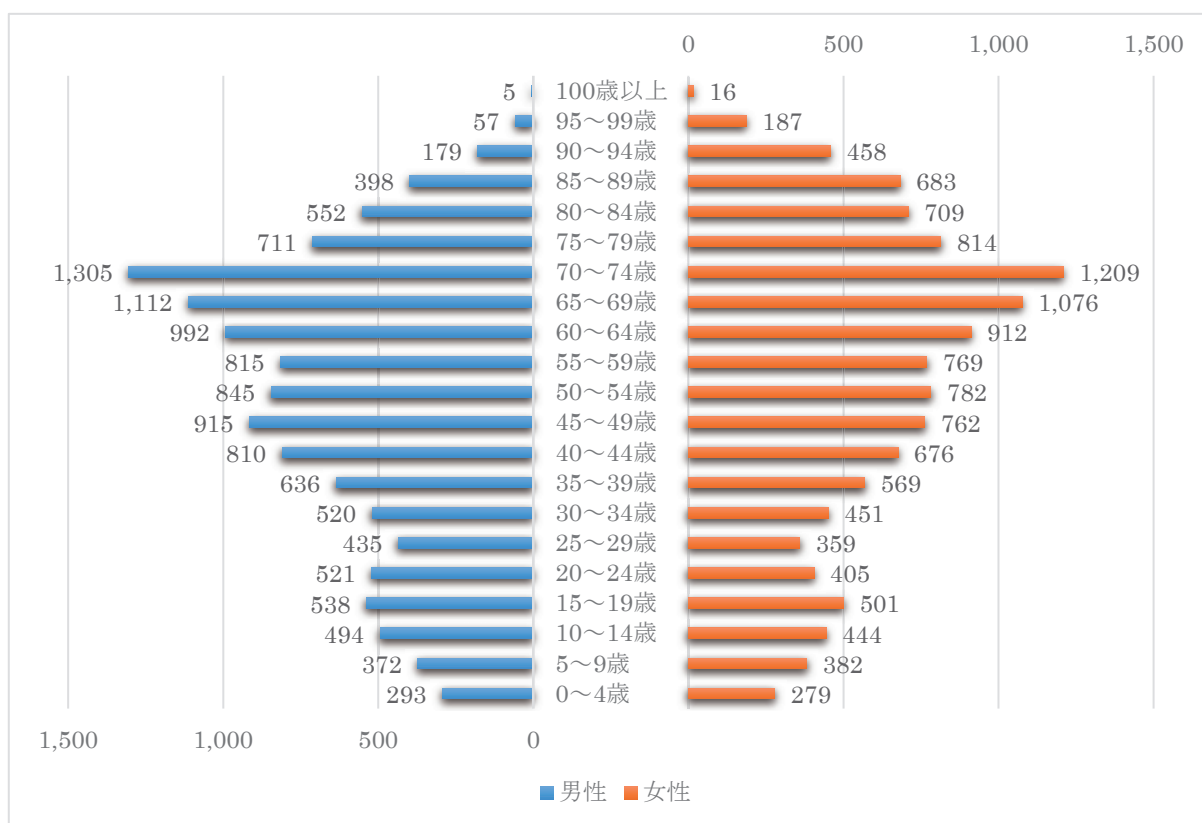
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在※年齢不詳含まない）

※令和7年は那須烏山市第3次総合計画による推計

本市の人口は減少が続いており、平成17(2005)年での31,152人に対し、令和2(2020)年では24,875人と6,277人の減となっています。また、令和7(2025)年には、22,715人になる見込みです。

年齢3区分別の構成比では、年少人口及び生産年齢人口がいずれも減少しているのに対して、高齢人口は増加を続けています。

## (2) 5歳階級別人口ピラミッド（男女別）

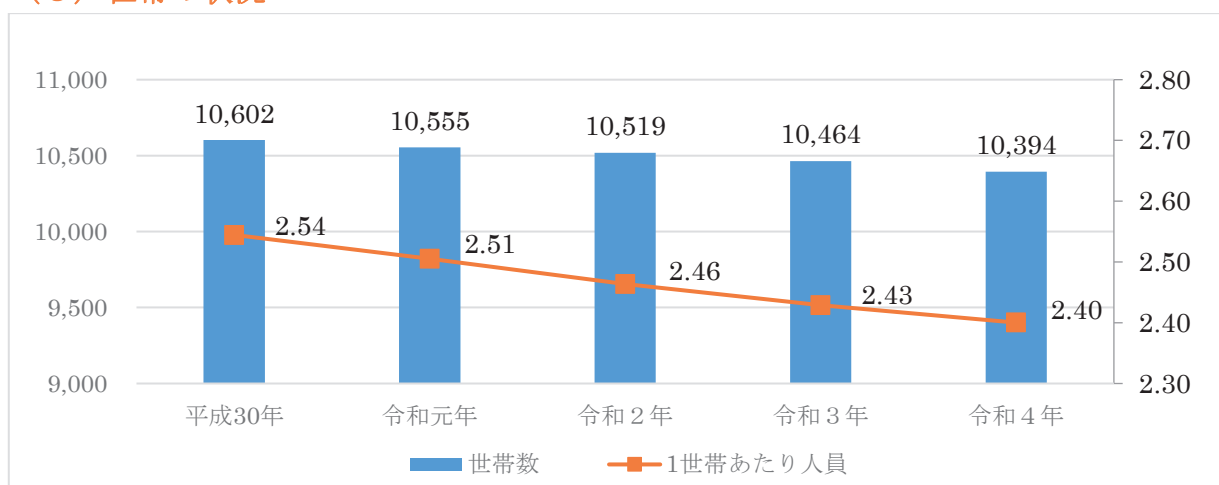


資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

人口ピラミッドで見ると、男性も女性も70～74歳の人口が最も多く、次いで65～69歳が男女ともに多くなっています。

また、平均寿命の違いなどから75歳以上の高齢期で女性の割合が高くなる傾向があります。

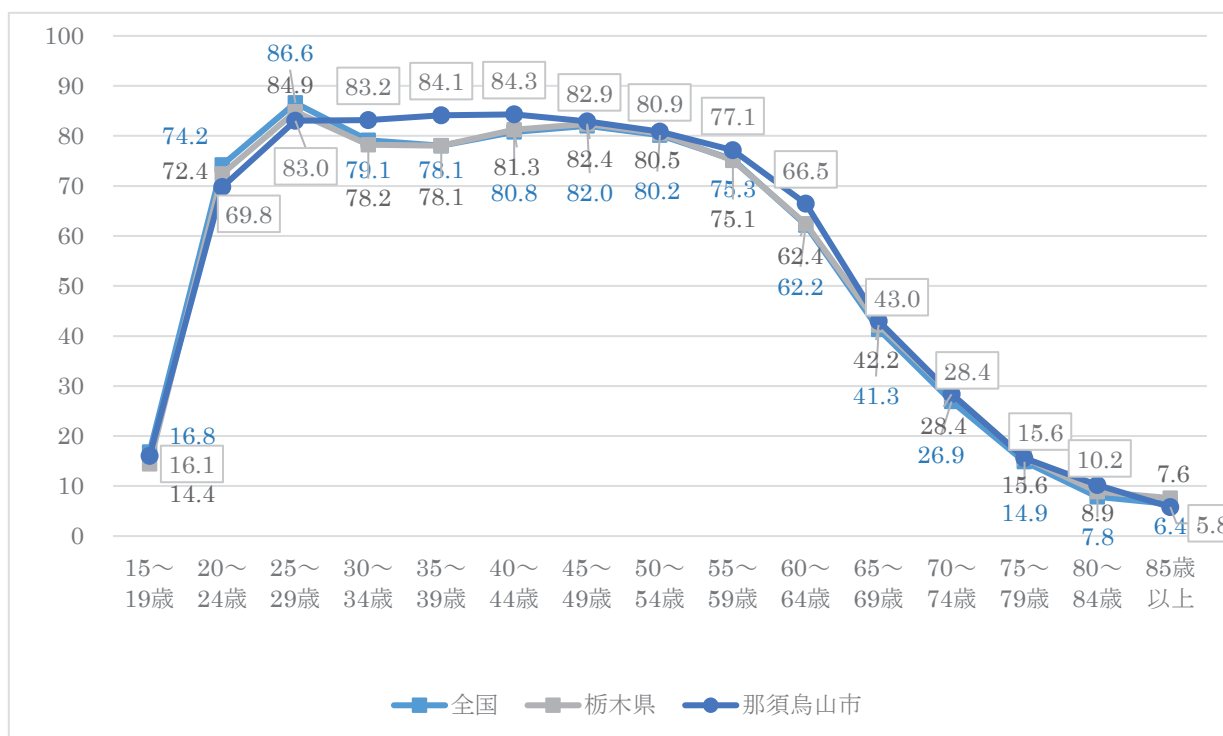
## (3) 世帯の状況



資料：住民基本台帳（令和4年4月1日現在）

本市では、世帯数が少しずつ減少を続けています。また、一世帯あたり人員も減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。

#### (4) 女性の就労状況



資料：令和2年国勢調査

本市の女性の就労率については国や県と比較して高い傾向にあります。年代別に見ると、35歳～39歳の就業率は6ポイント程度上回っています。国・県では、25～29歳で就業率が最も高くなるのに対して、本市では40～44歳が最も高くなっています。また、30歳～69歳の幅広い年代で国や県よりも高くなっています。

## 2 市民意識調査結果

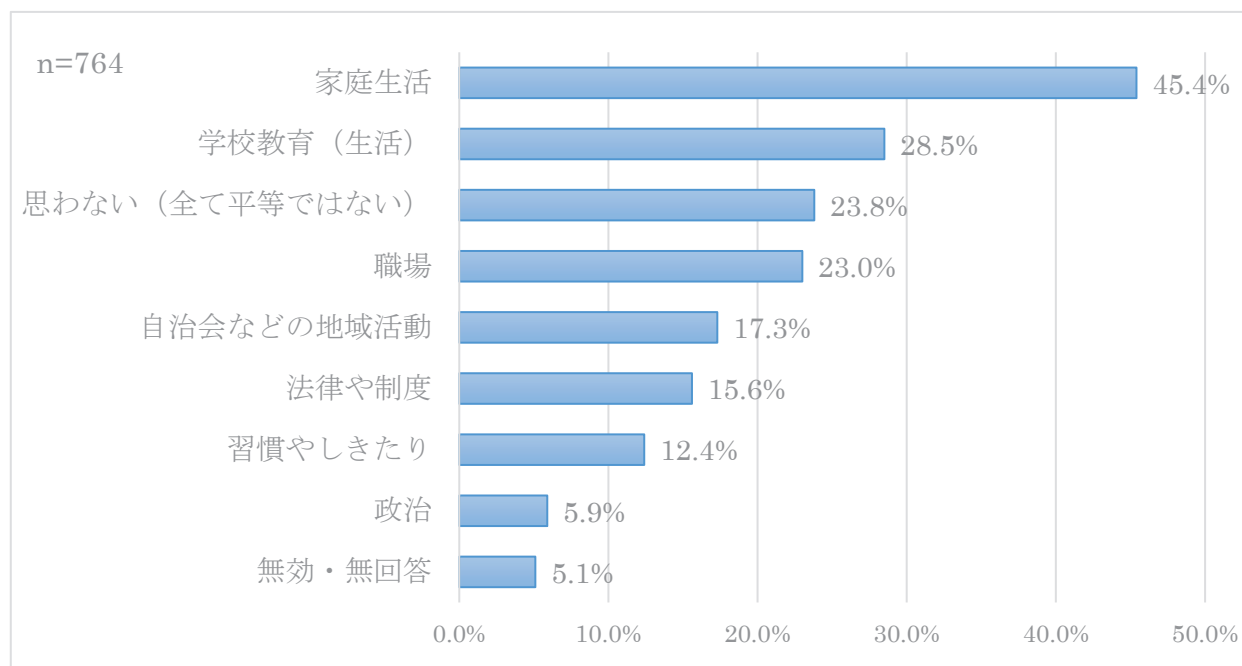
調査対象	18歳以上の市民から無作為抽出
標本数	2,000人
調査方法	郵送による調査票の配付 郵送及びインターネット（パソコン・スマートフォン）による回収
調査時期	令和3（2021）年11月
有効回答数	764人（内インターネットでの回答 147人） 【男性344人、女性399人 不明21人】
回答率	38.2%

	10代後半	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
回答率	4.2%	9.0%	12.8%	13.4%	16.6%	22.1%	20.6%	1.3%
回答数	32	69	98	102	127	169	157	10

## (1) 男女平等感に関する意識について

### ◇男女の在り方が平等だと思うもの

様々な場における男女の平等については、「家庭生活」がどの年代についても割合が高くなっています。「学校教育（生活）」については、年齢が下がるほど割合が高くなり、10代後半では、50.0%になっています。



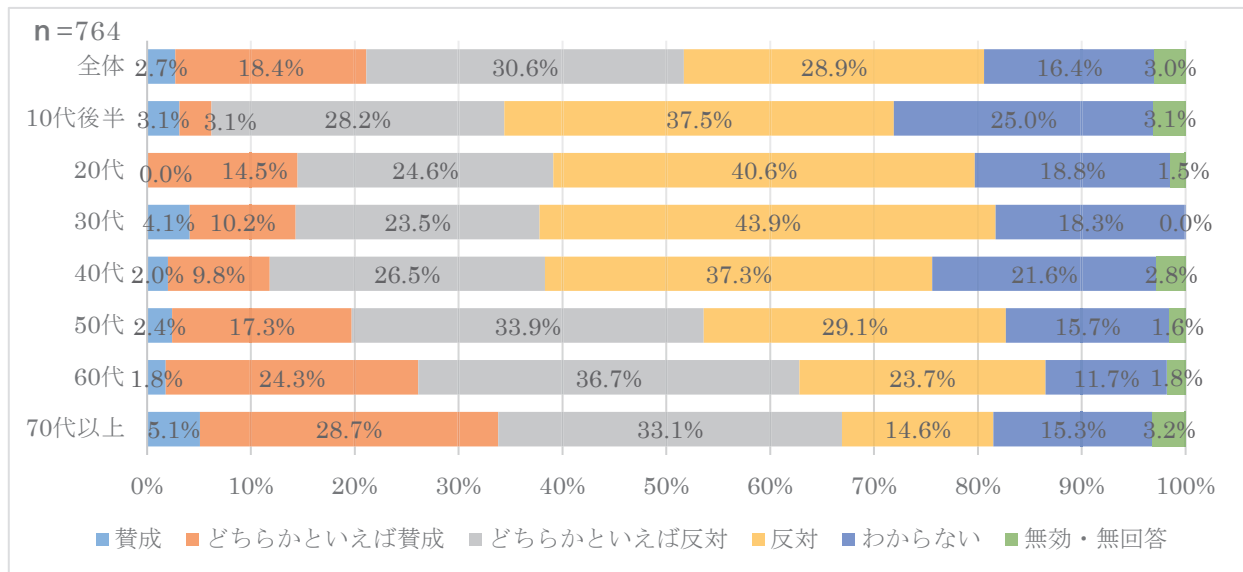
		回答数	家庭生活	学校教育（生活）	思わない（全て平等ではない）	職場	自治会などの地域活動	法律や制度	習慣やしきたり	政治	無効・無回答
全体		764	45.4%	28.5%	23.8%	23.0%	17.3%	15.6%	12.4%	5.9%	5.1%
年齢	10代後半	32	40.6%	50.0%	34.4%	25.0%	9.4%	6.3%	6.3%	0.0%	3.1%
	20代	69	46.4%	34.8%	23.2%	24.6%	11.6%	13.0%	13.0%	1.4%	0.0%
	30代	98	46.9%	31.6%	30.6%	27.6%	5.1%	13.3%	6.1%	4.1%	0.0%
	40代	102	39.2%	29.4%	25.5%	29.4%	6.9%	13.7%	9.8%	5.9%	4.9%
	50代	127	44.1%	29.9%	23.6%	27.6%	16.5%	16.5%	10.2%	5.5%	2.4%
	60代	169	40.8%	27.2%	25.4%	23.7%	21.3%	20.7%	13.0%	7.7%	4.7%
	70代以上	157	57.3%	20.4%	16.6%	11.5%	33.1%	15.3%	21.0%	8.9%	8.9%

※年齢不明（回答数10）については省略

## (2) 固定的な性別役割分担について

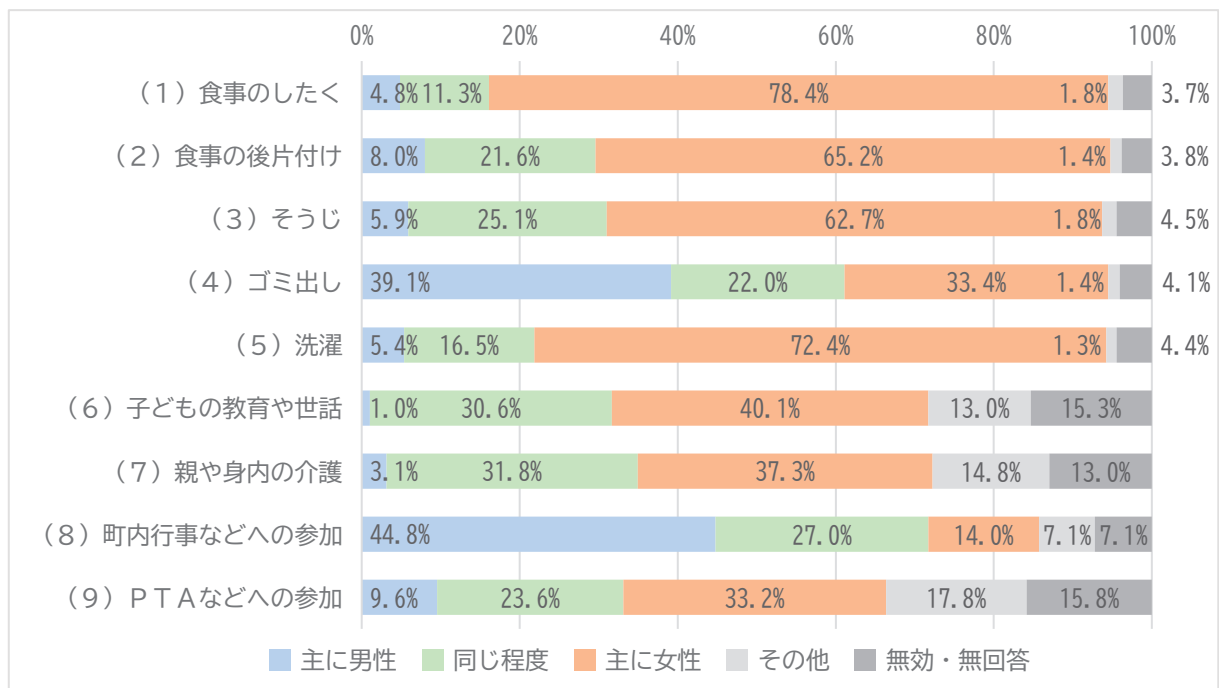
### ◇「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という従来の固定的な性別役割分担意識については、どの年代についても「賛成」、「どちらかといえば賛成」の割合よりも「どちらかといえば反対」、「反対」の割合が高くなっています。また、若年層ほど反対とする割合が高くなっています。



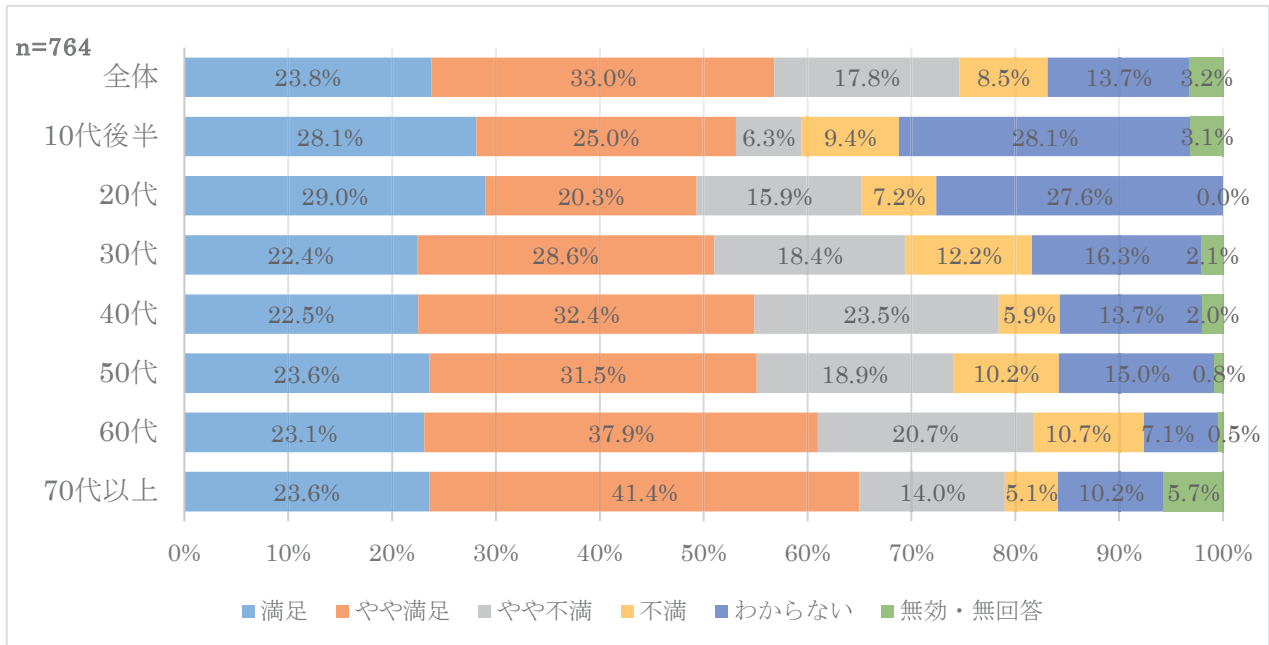
### ◇家庭における男性・女性の役割分担

「ゴミ出し」、「町内行事などへの参加」は4割近くが男性の担当になっています。一方で、「食事のしたく」や「食事の片付け」、「洗濯」などの家事全般については女性が担当する割合が高くなっています。育児や介護については、平等に分担している傾向がみられます。



### ◇家庭における役割分担に対する満足度

家庭における役割分担に対する満足度は、どの年代についても「満足」、「やや満足」の割合が5割近くになっています。一方で、30代～60代の年代では、「やや不満」、「不満」の割合が約3割と高くなっています。

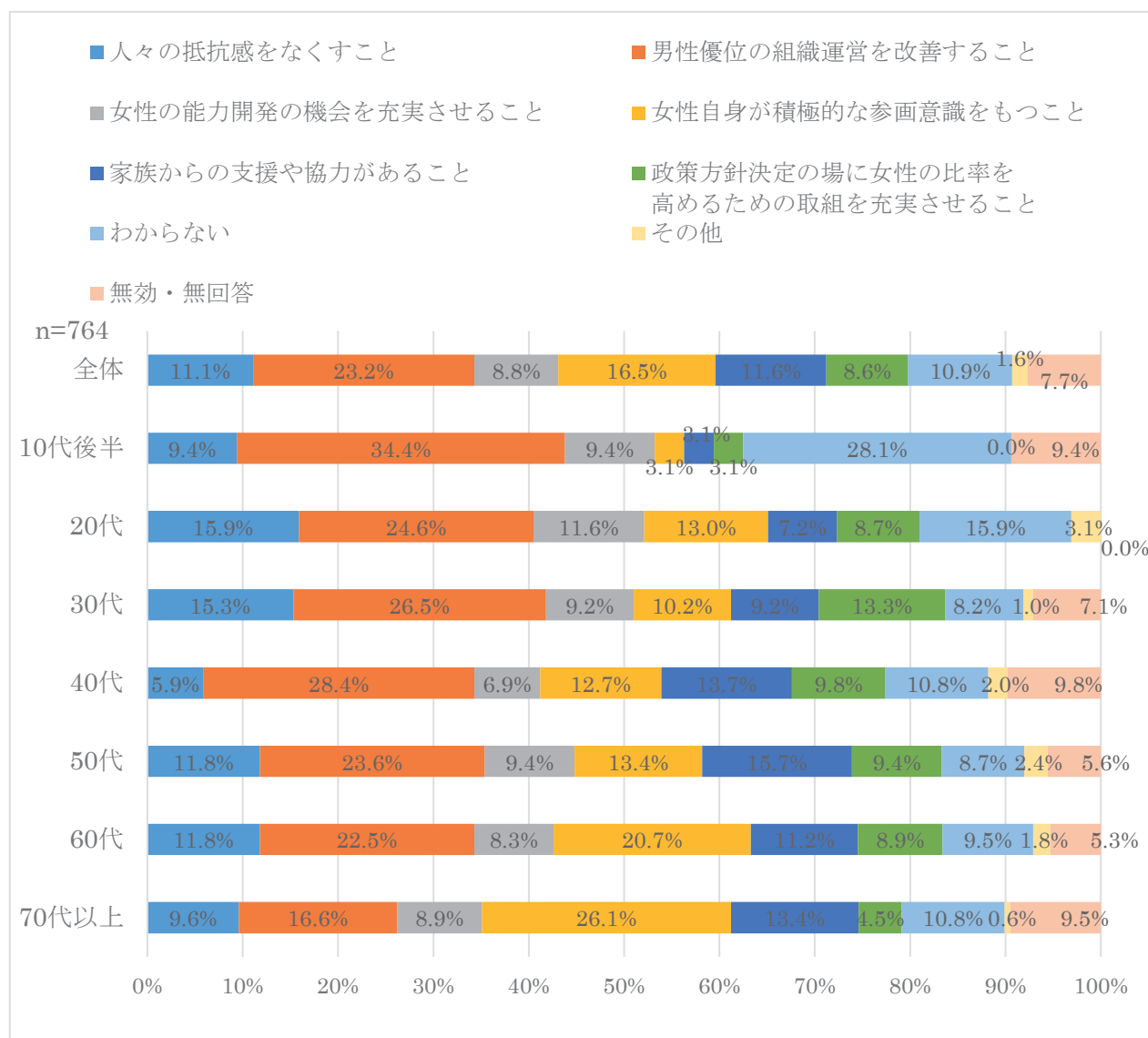




### (3) 男女の地域・社会参画について

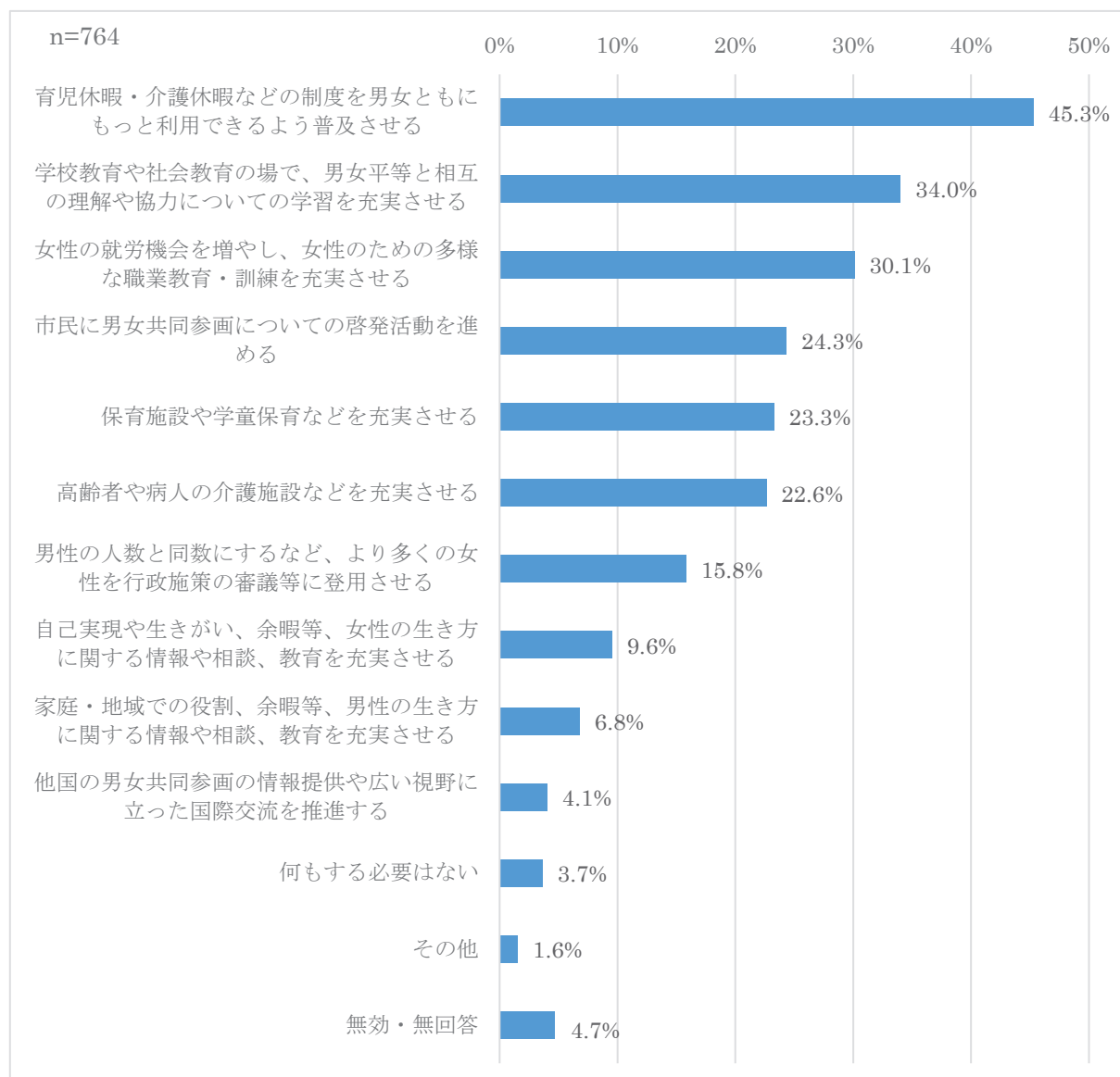
#### ◇議員や行政機関の委員、政策方針の決定の場に女性の参画が増えるために必要なこと

議員や行政機関の委員や政策方針の決定の場における女性の参画が増えるために必要なこととして、「男性優位の組織運営を改善すること」の項目が全体として2割を超え、高くなっています。また、20代、30代では、「人々の抵抗感をなくすこと」の項目も割合が高くなっています。一方、60代以上では、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」の項目を重視する割合も高くなっています。



### ◇男女共同参画社会をつくるために行政がすべきこと

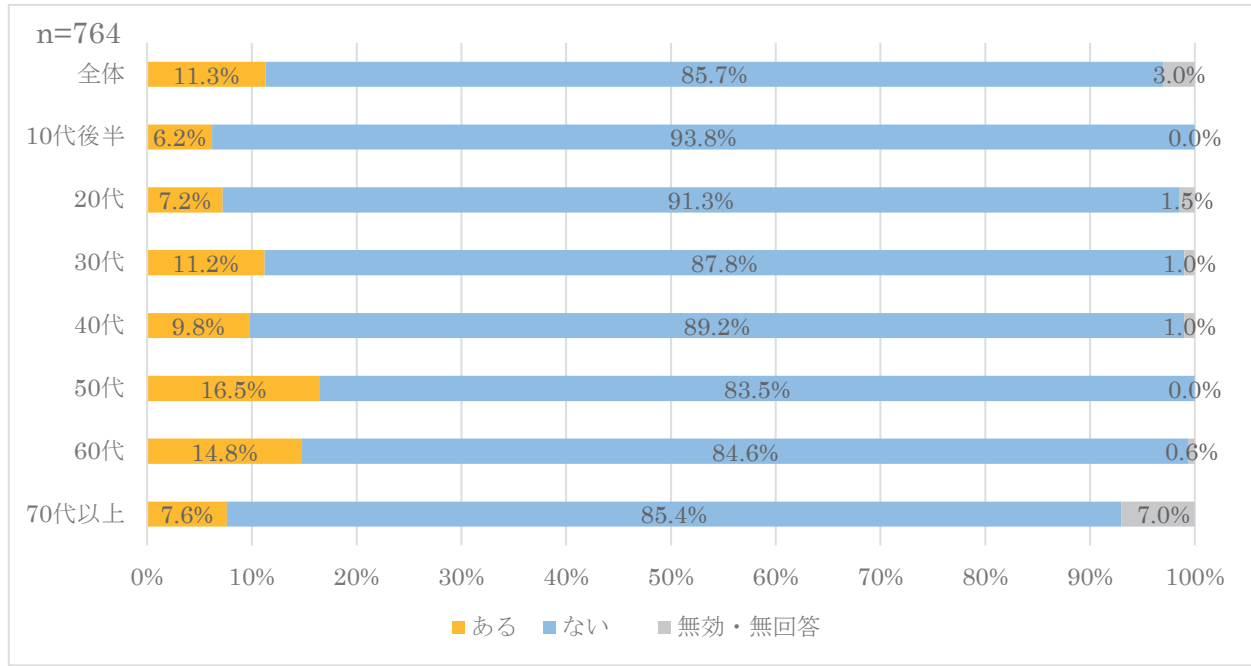
男女共同参画社会を実現させるため、行政が力を入れていくべきことについては、「育児休暇・介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」が45.3%、次に「学校教育や社会教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」34.0%、「女性の就労機会を増やし、女性のための多様な職業教育・訓練を充実させる」が30.1%と高くなっています。



## (4) 配偶者・交際相手からの暴力（DV）について

### ◇配偶者や交際相手からの暴力行為の有無

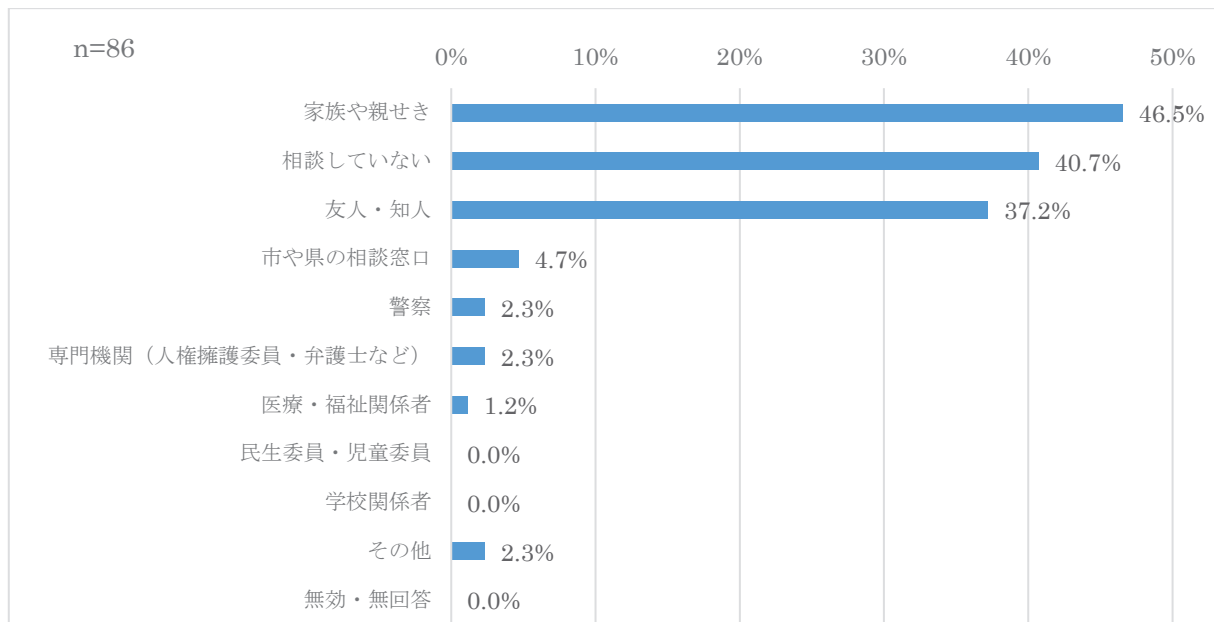
配偶者や交際相手からの暴力行為の有無については、どの年代でも約1割程度が暴力行為（DV）を受けたことがあると回答しています。また50代、60代では、ほかの年代よりも暴力行為を受けた割合が高くなっています。



### ◇暴力を受けた時の相談相手

暴力行為を受けたときの相談相手としては、「家族や親せき」が最も高く46.5%、次いで、友人・知人で37.2%となっています。

一方で、「医療・福祉関係者」、「専門機関」、「市や県の相談窓口」等へ相談した人は非常に少なく、有効に活用されていない状況です。また、「相談していない」も40.7%と割合が高くなっています。



### 3 本市の現状と課題

#### (1) 男女共同参画の意識づくり

- ・家庭生活においては男女の在り方が平等と感じている割合が高くなっていますが、地域の習慣やしきたり、政治においては、割合が低い結果となっています。
- ・「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考えに反対という割合が高くなっていますが、「食事のしたく」や「そうじ」、「洗濯」など家庭内の役割分担は女性に偏っています。
- ・暴力（DV）では、どの年代においても1割程度、暴力行為を受けたことがあることから、言葉等による精神的なものも含め、許されることのないあらゆる暴力やハラスメントを根絶するための意識啓発が必要です。
- ・男女共同参画に対する理解や意識改革のための機会の充実を図る必要があります。また、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、各世代や活動の場に応じた意識啓発の機会を設けるなど、男女共同参画社会の実現に向けた土台をしっかりと形成する必要があります。

#### (2) あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

- ・性別を問わず、将来にわたって働き続けることが求められています。女性の結婚や出産後の再就職については、性別にとらわれない積極的な育児休暇や介護休暇などの制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させることが非常に重要です。
- ・政策、方針の決定の場に女性の参画が増えるために必要なこととして「男性優位の組織運営を改善すること」の割合が高くなっています。また、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」を重視する割合も高くなっています。
- ・男女共同参画社会の実現のために、男女が協力し合うことはもちろん、さらなる女性の活躍につなげるためにも、多様な働き方への支援や女性委員の登用率の上昇、女性の人材育成など様々な場面において男女が活躍可能な環境を形成することが必要です。

#### (3) 互いを支え合える社会づくり

- ・人口は年々減少しており、合計特殊出生率が国・県に比べ大きく低下している状況や女性の就業率が30歳～69歳の幅広い年代で国・県よりも高いことから、仕事を変えず出産できる環境づくり、仕事をしながら育児をしやすい環境づくりを推進することが求められています。
- ・高齢化が進んでいる中で、生涯健康に過ごすための健康支援を推進することが求められています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現の観点からも、子育て支援、介護支援等のサービスの充実に引き続き取り組むとともに、職場や家庭における子育て中の保護者・介護者に対する理解を広げていくことが重要です。
- ・様々な困難を抱える人々への支援に関しては、社会の多様化に伴い、支援のニーズは多様化していくことが考えられます。様々な困難を抱える人々がそれぞれの状況に応じた相談・支援を受けられる体制（環境）を充実させていくことが必要です。

## 4 男女共同参画推進計画数値目標の達成状況

指標		数値目標		
		基準値 (平成 29 年度) 2017 年度	最新値 (令和 3 年度) 2021 年度	目標値 (令和 4 年度) 2022 年度
1	男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に反対である市民の割合※1	53.2%	59.5%	70.0%
2	夫婦間の役割分担の現状について、満足している市民の割合※2	65.5%	56.8%	80.0%
3	審議会・委員会等への女性の登用率	21.5%	25.7%	35.0%
4	配偶者や交際相手から暴力（身体的暴力・精神的暴力・社会的暴力など）を受けた経験がある市民の割合	女性 15.5% 男性 5.6%	11.3%	女性 7.8% 男性 2.8%
5	職場において男女が平等となっていると思う市民の割合	21.8%	23.0%	33.0%

指標 1、2、4、5（令和 3 年市民意向調査）

指標 3（令和 3 年版男女共同参画に関する年次報告）

※1 「反対」「どちらかと言えば反対」の合計割合

※2 「満足」「やや満足」の合計割合

## 5 男女共同参画推進団体等の意見

### (1) 那須烏山市男女共同参画推進委員 (令和4年6月、9月、12月、令和5年3月の委員会において出た意見)

#### 【男女共同参画計画の啓発活動】

- ・封筒や消しゴムスタンプでの啓発はそれなりの効果があると思われる。標語を募るなど男女共同参画について深く考える機会があってもよいのではないか。
- ・ホームページやお知らせ版に加え、ラインでの周知を図ってはどうか。
- ・SDGsのジェンダー平等の視点からの啓発も必要。
- ・住民の意識づくりをどう進めていくかが大きな課題である。

#### 【男女共同参画にかかる教育・学習】

- ・子どもを対象とした事業や出前講座等の実施も検討してはどうか。
- ・学校での人権教育を強化し、性やLGBTに関する理解を深める。
- ・市民への学習の場の提供と周知の充実を。

#### 【DV防止のための啓発活動】

- ・様々なDVがあることへの周知を図ることも理解を得る啓発活動では大事なことである。
- ・コロナの影響が強く出る分野で、啓発活動をすればするだけ命を助けることが増えることに直結している。更なる継続と推進が必要である。

#### 【審議会・委員会等への女性委員登用】

- ・市の女性団体と連携を強化し、若い女性の登用に努めること。
- ・女性枠を設けて適任者を発掘するなど女性の登用率を上げる。
- ・登用後のメリットをアピールし地域の活性化につなげる。
- ・特定の女性リーダーだけでなく新しい女性リーダーの育成にも努めるべき。

#### 【地域・社会において】

- ・女性の働き方改革や家族との関係改善が図られないと地域における女性進出が進まない。
- ・自治会の役員がほとんど男性である。行政区長など地域リーダーへの理解を得るための啓発が必要である。

#### 【女性の活躍推進】

- ・市のワーク・ライフ・バランスの企業認定制度の運用に期待する。制度活用者のバックアップ体制の構築と女性活躍の情報の拡大が必要である。
- ・国を始めとし、県や各市町が連携し、女性活躍推進を積極的に推し進めることが大事。
- ・女性の働きやすさと女性の人権のバランスが重要。働く女性の声を多く盛り込み、女性に優しい事業の推進を期待する。

#### 【ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の調和)】

- ・共働き家族で子どもが小さい頃はワーク・ライフ・バランスが大変難しい。問題点の解決が図られるよう各分野の対策を進めることが必要。
- ・ワークの多様性とライフの充実には、ほっとした空間や楽しめる空間のような充実が市内に溢れていることで、生活と働く調和がより一層進むと考える。

### 【健康づくり】

- ・中高年の方々の健康づくりに関して安定している様子を感じる。今後、親子の健康に視点を移しても良いかもしれない。
- ・自分に合った健康づくりに取り組めるよう多くの種類の事業を提供してほしい。
- ・那須烏山市独自の健康寿命を知ることによって市民の健康への意識が高まり更なる向上を目指すのではないかな。

### 【ひとり親家庭・生活困窮者等への支援】

- ・地域や社協、民生委員との連携支援と情報の共有、連絡・相談体制の充実が重要。
- ・フードバンクの充実が喫緊の課題である。
- ・ひとり親や生活困窮者になる前の段階での相談機関の充実。
- ・継続的な支援や様々な取組をできるだけ増やすことが求められている。

## (2) 那須烏山市女性団体連絡協議会（アンケートから出た意見）

### 【本市の男女共同参画推進について】

- ・結果は出ていないが、男女共同参画推進企業として具体的な取組が始まったことが分かった。
- ・今年実施したフォーラムは参加者が少なく高齢者ばかりだった。市職員や企業に動員をかけて必要な方が参加できるように働きかける必要がある。
- ・男女共同参画計画を策定し、推進していこうという意気込みを感じる。

### 【本市の課題】

- ・市民の意識改革が必要。特に年配者・先輩方男性の「女性はこうあるべき、これは女性の仕事だ」という考えを変えるべき。
- ・あらゆる場面（職場・自治会など）で女性の活躍・進出を促すことや、市会議員・市管理職・検討委員等の女性の比率を増やすこと。
- ・女性が働きやすい職場を増やすこと。

### 【本市に望むこと】

- ・労働環境の改善（ワーク・ライフ・バランス、スキルアップ、育休等を取りやすくする、非常勤雇用を減らし正規雇用の割合を増やす等）をまず市役所から実現する。そして民間企業にも広げていくこと。
- ・互いを支えあえる社会、男女が自分らしく生きられる社会づくりに向け、もっと男女共同参画の啓発をするべきである。
- ・性別、年齢等それぞれ立場が違った人同士の交流の場を多くすること。お互いの持つ能力を認め互いに切磋琢磨し高めあうこと。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 市の将来像

本市では、多様な生き方を認め合うことを前提として、お互いについての理解を深めながら、慣習や制度として歴史的・文化的に作られてきた社会的性別による偏見や差別を解消し、お互いを認め合い、人が一人の人間として個性と能力を最大限に発揮していくことができる男女共同参画社会の構築を目指していきます。

誰もがお互いを尊重し個性と能力を発揮できる社会  
～今日から ここから みんなから～

### 2 基本の視点

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、基本の視点に従って推進していきます。

#### (1) 人権の尊重

男女が、性別による偏見や差別的扱いを受けず、個人としての尊厳を重んじ、一人の人間として能力を発揮し、多様な生き方を選択できる社会づくりを進めます。

#### (2) 社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みに基づく社会制度や慣行にとられることなく、能力や個性を発揮できる生き方を自らの意思で選択できるよう配慮します。

#### (3) 政策等の立案及び決定の場における共同参画

社会の対等な構成員として、行政や地域などあらゆる場において、政策や方針などの決定に共同して参画できるようにします。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、家庭生活において、お互いを思いやり、互いに協力し合うことで、共に家族の一員としての役割を果たしながら良好な家庭を築き、同時に仕事や学習、地域活動に参画できるようにします。

#### (5) 男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴や性についての理解を深め、相手を思いやる意識を持つことにより、生涯にわたり安全で健康的な生活を営むことができるようにします。

#### (6) 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際社会の動向を踏まえながら男女共同参画を進めます。



### 3 基本目標

那須烏山市が目指す男女共同参画社会の基本の視点の実現に向け、前計画の3つの基本目標を継承し、計画を推進します。

#### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現には、個人が性別に関わりなく、お互いを対等な人格として認め、尊重する意識を市民に持たせることが重要です。さらに、根強く残っている固定的な性別役割分担意識や無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが必要です。また、配偶者等からの暴力をはじめ、虐待や性暴力といった様々な暴力を根絶することも求められています。

そのために、家庭や学校教育、地域等の様々な活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

#### 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

あらゆる分野における取組が、男女共同参画の推進には重要です。男女の意見が平等に社会へと反映されるようにするには、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していく必要があります。そのために女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取組をさらに進めていきます。

また、地域における男女共同参画の推進のために、男女が共に地域社会の一員としての責任を担い、協力して活動に参加し、活躍できる環境づくりを目指します。

#### 基本目標3 互いを支え合える社会づくり

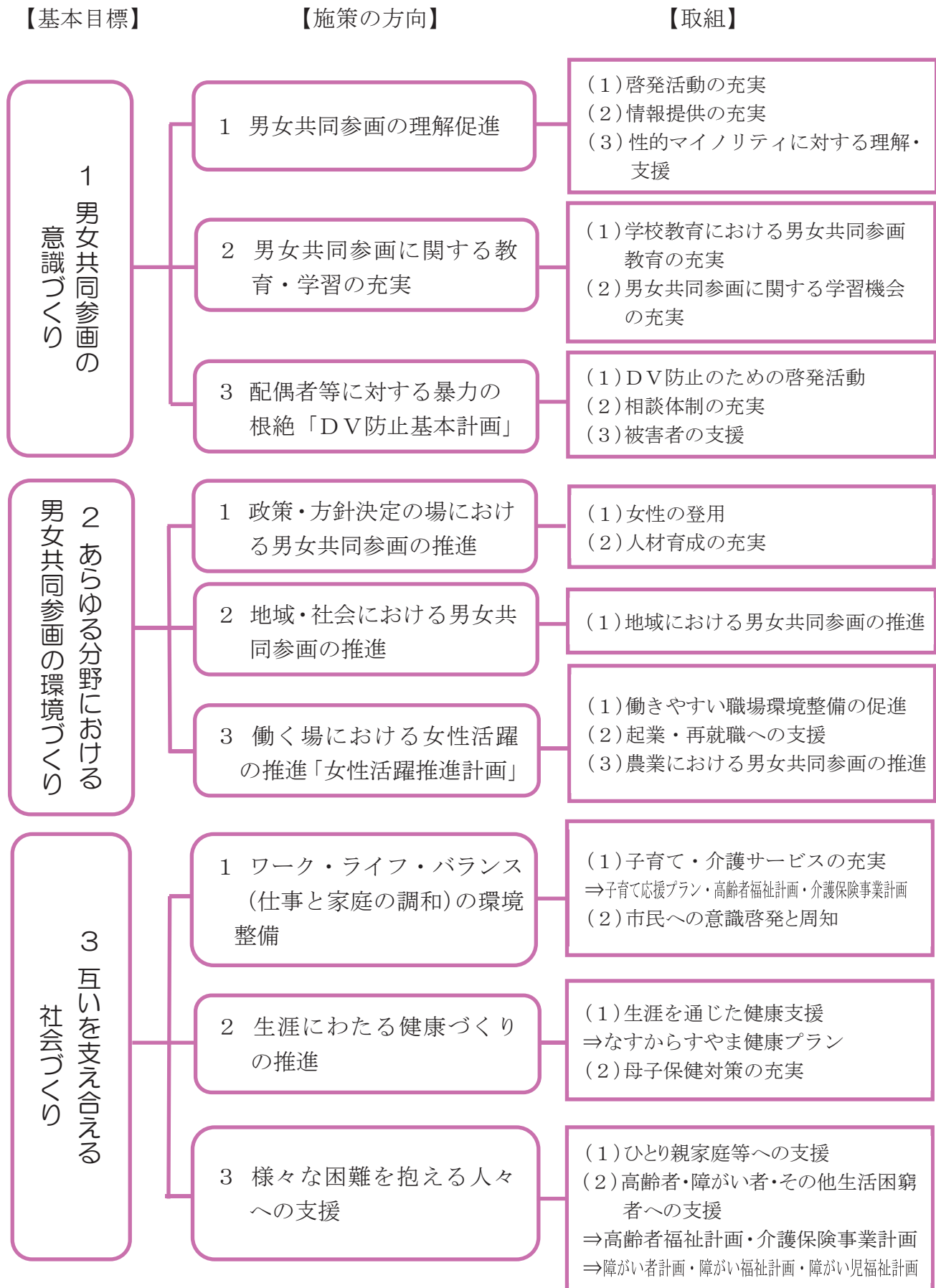
誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいをもって生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、互いを支え合う社会づくりが必要です。そのために、仕事と家庭生活等を両立に向けた啓発や子育てに参加しやすい環境整備の支援、男性の家庭参画への理解促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。

また、人生100年時代を見据えた、ライフステージ※に応じた生涯にわたる心と体の健康づくりや困難を抱える人や高齢者、障がい者、ひとり親などの人たちへの支援など、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる社会づくりを進めます。

---

※ライフステージ…人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階

## 4 計画の体系



## 第4章 計画の内容

### 1 計画の内容

#### 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

#### 施策の方向 1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現には、個人が性別に関わりなく、お互いを対等な人格として認め、尊重する意識を市民に持たせることが重要です。



令和3（2021）年に行った市民意識調査の結果を見ると、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という、従来の固定的な性別役割分担についての意識は、若い年代の方が薄くなっていますが、依然として残っていることがわかりました。また、少しずつ改善はされていますが家庭生活での女性の負担が高いことがわかります。

そうした、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対して様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動や情報の収集・提供を行っていきます。

#### （1）啓発活動の充実

取組	事業の内容	担当課
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画に関する講座や講演会等開催し、男女共同参画意識の啓発を行います。	生涯学習課
男女共同参画週間の周知	男女共同参画週間に向けたキャッチフレーズの募集や、男女共同参画週間の広報を行います。	生涯学習課
市の郵送物・配布物へ男女共同参画推進の表示	市の郵送物・配布物へ男女共同参画推進の表示をし、男女共同参画に対する啓発を行います。	生涯学習課
人権に関する啓発活動	「人権作文・絵画」の募集、「人権の花」や「人権講話」の実施、人権問題に関するリーフレットの配布を行い、人権意識の啓発を行います。	市民課

(2) 情報提供の充実

取組	事業の内容	担当課
広報紙・ホームページを活用した情報提供	広報紙へ男女共同参画に関する記事を掲載します。 市内外の講座・講演会について、広報紙やホームページへの掲載を行うことで、男女共同参画に関する情報提供を行います。	総合政策課 生涯学習課
情報コーナーを活用した情報提供	市内外の情報誌・リーフレットを市施設の情報コーナーへ設置することにより、情報提供を行います。	生涯学習課

(3) 性的マイノリティに対する理解・支援

取組	事業の内容	担当課
誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けた「パートナーシップ制度」の推進	栃木県が実施する「とちぎパートナーシップ宣誓制度」との連携を図るとともに、本市におけるパートナーシップ制度を導入し自分らしく生きることのできる社会を目指します。	市民課
市民への理解促進	あらゆる機会を活用し、性的マイノリティを含めた様々な人権について市民に対する理解促進に努めます。	生涯学習課



## 施策の方向2 男女共同参画に関する教育・学習の充実

男女共同参画社会づくりの活動においては、学校教育や家庭、地域での教育や学習の機会において、男女共同参画の視点に立つて行うことが重要です。また、子どものころからそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校教育の場における男女平等教育を推進していくことが大切です。

学校教育を通じた男女共同参画の意識づくりに取り組むほか、市民に向けた講座などの意識啓発を行っていきます。



### (1) 学校教育における男女共同参画教育の充実

取組	事業の内容	担当課
人権や性に関する学習の充実	学校教育活動全体を通じて、児童生徒が男女平等や男女相互の理解と協力の重要性について理解を深めるための教育を行います。 また、発達段階に応じ、性や性的マイノリティに関する理解を深めるための授業を行います。	学校教育課
人権教育に関する学習機会の提供	教職員やPTAなど教育関係者が男女共同参画の視点に立ち、児童生徒と関わるができるよう、広く人権教育に関する学習機会の提供を行います。	学校教育課 生涯学習課

### (2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

取組	事業の内容	担当課
各種講座等の開催	公民館等において、男女共同参画の視点に立った講座を開催し、幅広い年代の市民が男女ともに学習できる機会を提供します。	生涯学習課
学習機会の情報提供	栃木県や各市町等が実施する男女共同参画に関する講座や研修会等について市公共施設の窓口やホームページなどを活用して情報を提供します。	生涯学習課

### 施策の方向3 配偶者等に対する暴力の根絶「DV防止基本計画」

配偶者等からの暴力（DV）は、身体だけでなく精神に対しても大きな影響を及ぼすものであり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり被害者を深刻な状況に追い込むことが多くあります。また、コロナ禍による不安やストレス、在宅時間の増加によりDVにかかる相談件数が全国的に増加傾向にあると言われています。



令和3（2021）年に行った市民意識調査の結果によれば、どの年代においても配偶者や交際相手から暴力行為を受けたことがある人が一定数います。また、被害を受けた人のうち「相談していない」は40%と高くなっており、身近な人からの暴力に対して、相談できないなど、潜在化しやすいものとなっています。また、相談先も「家族や親せき」、「友人・知人」が多く、専門機関などに相談した割合が低くなっています。

防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を行っていくとともに、被害者が安心して相談でき、必要な支援を適切に受けられるよう取り組みます。

#### （1）DV防止のための啓発活動

取組	事業の内容	担当課
DVに関する広報の充実	リーフレット等の啓発資材を公共施設内の窓口やトイレに設置します。 また、機会を捉えた広報活動やSNSによる情報発信、ホームページへ掲載を行います。	こども課
女性に対する暴力をなくす運動の推進	毎年11月12日から25日に行われている、「女性に対する暴力をなくす運動」を推進するため、ホームページ等での啓発を行います。	こども課

(2) 相談体制の充実

取組	事業の内容	担当課
相談体制の整備及び各種相談窓口周知	女性相談支援員を配置し被害者の相談に応じるほか、各種相談窓口や専門機関の周知を行います。被害者支援にあたっては、迅速な支援が可能となるよう相談シート等を備えます。	こども課
職員の対応力向上	研修会等へ参加することにより、担当職員・相談員等の人材育成を図り、DV被害者等への対応力を向上させます。	こども課
関係機関との連携強化	緊急性のある被害者や、日本語が苦手な外国人被害者などの早期発見や状況に応じて適切な対応ができるよう、関係機関や庁内関係各課との連携を強化します。	こども課

(3) 被害者の支援

取組	事業の内容	担当課
緊急時における被害者の安全確保	関係機関と連携しながら、一時保護が行われるまでの避難場所の確保、医療機関の受診や入院、心身のケア等の支援を行います。	こども課 健康福祉課
被害者の適切な情報提供	被害者の自立のために、関係機関と連携し、公営住宅、健康保険、就業機会等などの継続的な情報提供を行います。	こども課

## 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり

### 施策の方向1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。そのため政策・方針決定の場における女性の参画の拡大に向け、市が率先して各審議会や委員会等における女性委員の選任に取り組みます。また、事業者や団体に向けた啓発及び地域活動における女性の活躍推進に取り組みます。



#### (1) 女性の登用

取組	事業の内容	担当課
審議会・委員会等への女性委員の登用	各審議会・委員会等における女性委員の登用率の上昇を図り、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進を行います。	全課
市職員における女性管理職の登用	能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性管理職の登用を進めます。	総務課

#### (2) 人材育成の充実

取組	事業の内容	担当課
リーダーの育成・研修会	地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するため、女性教育指導者研修等研修会への参加を支援します。	生涯学習課
女性団体への活動支援	女性団体連絡協議会及びその構成団体への活動支援を行うことで、組織の活性化を図ります。	生涯学習課
セミナー・講座の開催	様々な分野におけるスキルアップを図るためのセミナーや各種講座を開催、または、各種講座等の情報提供に努めます。	全課



## 施策の方向 2 地域・社会における男女共同参画の推進

男女が共に地域とのつながりの中で心豊かな生活を送るためには、地域活動においても男女が固定的な性別役割分担意識を見直すことが重要です。



令和3（2021）年に行った市民意識調査の結果では、町内行事などへの参加は女性が2割弱に対し、4割を超える男性が主に担当するとなっています。

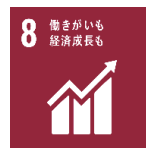
地域づくりや生きがいづくりなど様々な地域活動や災害時のきめ細やかな対応において、男女双方の視点を反映することができるよう、地域で活動する各種団体へ男女共同参画を促進すると共に、情報提供や支援を行います。

### （1）地域における男女共同参画の推進

取組	事業の内容	担当課
まちづくり団体・NPO法人など 各種団体への活動支援	各種団体への活動支援を通じて、地域と行政の協働による男女共同参画社会の推進を行います。	生涯学習課 まちづくり課
地域の防災活動における男女共同参画の推進	地域の防災活動・避難所運営等について男女共同参画の視点で行えるような体制づくりを支援します。	総務課

### 施策の方向3 働く場における女性活躍の推進「女性活躍推進計画」

男女共同参画における労働の側面について、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることが自己実現につながり、個人の幸福の根幹をなすものです。そして、



少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する中、女性の活躍を推進することで、経済社会に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。そのため、新たな魅力や価値を見出せるよう、就労に意欲的な女性の社会進出及び能力発揮の促進を推進していきます。

また、性別を理由とする差別的取扱いやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等の根絶や男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向けた働き方改革を推進していきます。

#### (1) 働きやすい職場環境整備の促進

取組	事業の内容	担当課
事業所への働きやすい職場環境整備に関する制度等の周知	男女雇用機会均等法・育児介護休業法・次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法などの関係法令の趣旨・内容や働きやすい職場環境整備に関する各種制度、他事業所での先進的な取組等に関して、国・県・商工会等の関係機関と連携し、市内事業所に対し周知や啓発を行います。	生涯学習課 商工観光課
女性が活躍しやすい職場環境をつくる機運の醸成	様々な広報媒体を活用し、男女雇用機会均等法等の制度について広く市民向け周知、啓発を行うことで、職場全体で女性が働きやすい環境をつくる機運の醸成を図ります。	生涯学習課 商工観光課



(2) 起業・再就職への支援

取組	事業の内容	担当課
起業を目指す女性などへの支援	起業を目指す女性に関しては、市と商工会に相談窓口を設置するほか、商工会等が実施する起業者向けセミナーの情報提供などを行います。また、実際に起業する女性に対しては、補助金や融資で資金面での支援を行う等、創業支援等事業計画に基づき関係機関と連携し、総合的な支援を行います。	商工観光課
再就職に関する情報の提供	関係機関と連携し合同就職説明会を実施するほか、国や県などの主催するセミナーや面接会等の情報を積極的に発信します。	商工観光課

(3) 農業における男女共同参画の推進

取組	事業の内容	担当課
女性農業者の育成・確保	女性農業士など地域のリーダーとなり得る女性農業者の育成・確保のため、関係機関と連携し、相談窓口の充実や知識・技術の習得のための支援を行います。	農政課
女性農業団体の活動支援	女性農業者のネットワークづくりやグループ活動の支援を行い、女性農業者の活躍・能力発揮の場の活性化を図ります。	農政課
家族経営協定の締結促進	家族農業経営に携わる女性が、意欲とやり甲斐をもって経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や見直しを推進します。	農政課

## 基本目標3 互いを支え合える社会づくり

### 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の環境整備

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めるとともに、男性の育児休業の取得促進、多様な人々が活躍できるようなライフスタイルに対応した柔軟な働き方の導入が重要となります。



令和3（2021）年に行った市民意識調査の結果では、家庭における家事・育児・介護に関する男性の負担の割合が1割弱に対し、女性の負担が5割以上と多く、男性よりも女性が負担を強いられている状況が見受けられます。

そのため、子育てや介護に関する不安や負担感を解消し、男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させる環境整備のために、子育て支援施設の整備や保育人材の確保の促進、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援や高齢者・介護サービスの充実・支援に取り組みます。

#### (1) 子育て・介護サービスの充実

(子育て応援プラン・高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

取組	事業の内容	担当課
地域で支え合う子育ての支援 子育て支援施設の整備 子どもの安全の確保	子どもが安心して遊べる公園等の環境整備に取り組みます。 子どもの安全安心の確保（幼保・教育施設・通学路等を含む）に努めます。 子どもの居場所づくりへの取組・推進を図ります。	こども課 都市建設課 学校教育課
孤立させない育児環境整備への取組	父親の育児参画への意識醸成に向けた啓発活動を行います。 家族全体で子育てに参加しやすい環境整備を支援します。	こども課
子育て家庭への支援	保護者の就労・多様なニーズに応じた各種サービス（一時預かり事業、放課後児童健全育成事業 等）を推進します。	こども課
出生・子育て支援にかかる経済負担の軽減	子どもを安心して産み育てるための経済負担の軽減（不妊治療費助成、こども医療費助成 等）を図ります。	こども課
地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり 健康で生きがいのある生活の支援 利用者の視点に立ったサービスの充実	地域生活課題の解消に向け、関係機関との連携による重層的支援体制の整備を図ります。地域包括ケアシステム（地域包括支援センター機能、在宅医療や介護予防 等）の充実・強化・推進を図ります。	健康福祉課

(2) 市民への意識啓発と周知

取組	事業の内容	担当課
意識啓発・周知	市民向けに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）に関する情報提供や意識啓発を図るために講座等の実施や広報等での意識啓発を図ります。	生涯学習課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	男女が共に働きやすい職場環境の実現に取り組む市内企業を市が認定することにより、市内事業所にワーク・ライフ・バランス推進に取り組むきっかけを提供するとともに、当該制度及び認定事業所を積極的に周知することにより、市全体でワーク・ライフ・バランスを推し進める機運の醸成を図ります。	商工観光課 総務課



## 施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

男女共同参画社会を実現させるためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を維持するために主体的に行動することが重要です。特に、女性の心身の状態は、ライフステージごとに大きく変化するという特徴を理解する必要があります。

性別や年代に応じた健康づくり支援のため母子の健康確保・医療ケア体制の充実等に取り組めます。



### (1) 生涯を通じた健康支援（なすからすやま健康プラン）

取組	事業の内容	担当課
市民主体の健康づくり 楽しみながらトライできる健康づくり 支えあう仕組みがあるまちづくりの構築	「なすからすやま健康プラン」に基づき、ライフステージ別に「栄養・食生活」「運動・身体活動」「休養・こころの健康」「たばこ・飲酒」「歯の健康」「生活習慣病予防」にかかる事業及びみんなが一緒に取り組む健康づくりを推進していきます。	健康福祉課

### (2) 母子保健対策の充実

取組	事業の内容	担当課
母子の健康増進 産後ケアの推進 食育の推進	母子の健康確保・医療ケア体制の充実を図ります。 産後ケア事業等を通じた支援体制の確保・充実を図ります。 「食育推進計画」に基づき、事業を実施し、食育を推進します。	健康福祉課 こども課 農政課

### 施策の方向3 様々な困難を抱える人々への支援

様々な事情により経済的な困窮など困難を抱える人々が増加しています。特に女性には、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となったりするなど、生活上の困難に陥りやすいことから、寄り添った相談支援が求められています。また、高齢者や障がい者、性的マイノリティなどの人たちも安心して暮らせる社会を構築することも重要です。



そのため、男女共同参画の視点に立ち、困難に置かれている人たちも安心して暮らせるよう生活支援、子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組むとともに、多様で複雑な地域課題について様々な機関が連携し重層的支援体制の整備を推進します。

#### (1) ひとり親家庭等への支援

取組	事業の内容	担当課
援護を必要とする子育て家庭の支援 ひとり親家庭の自立支援	子どもが、心身ともに健やかに成長できるよう、また、家庭環境によらず誰もが平等に支援を受けることができるよう支援体制の充実・推進に取り組めます。 子育てしやすいまちづくり推進のため、相談しやすい体制づくりと全庁をもって各種支援策を講じることができるよう連携を図ります。	こども課
経済的理由により就学困難と認められる子育て家庭の支援	小中学校における義務教育の円滑な実施及び教育の機会均等の実現に資することを目的に支援を行います。	学校教育課

(2) 高齢者・障がい者・その他生活困窮者への支援

(高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

取組	事業の内容	担当課
地域で安心して生活できる安全・安心なまちづくり 健康で生きがいのある生活の支援 利用者の視点に立ったサービスの充実 など	「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて高齢者支援にかかる事業の実施や相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
身近な地域で安心した生活ができる共生の地域社会 など	「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づいて様々な障がいを抱える方々に対する事業の実施や相談体制の充実に努めます。	健康福祉課
生活困窮者等への自立支援	社会福祉協議会等関係機関との連携による相談者への支援検討を図っていきます。また、自立相談支援員による就労への助言やアドバイスの実施やハローワーク等との連携による就職の確保をしていきます。	健康福祉課
貧困家庭への支援	社会福祉協議会や子育て支援団体等と連携したフードバンクの充実、生理用品の配布等の支援を行います。	こども課 学校教育課 生涯学習課



## 2 計画の数値目標

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとに以下の目標値を設定し、計画の推進状況を把握していきます。

### 「基本目標1 男女共同参画の意識づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に反対である市民の割合	59.5%	70.0%
配偶者や交際相手から暴力(身体的暴力・精神的暴力・社会的暴力など)を受けた経験がある市民の割合	11.3%	5.5%

### 「基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
審議会・委員会等への女性の登用率	25.7%	35.0%
職場において男女が平等となっていると思う市民の割合	23.0%	50.0%
男女が共に活躍できる社会環境づくりが浸透していると思う人の割合※	67.6%	71.0%

### 「基本目標3 互いを支え合える社会づくり」

項目	直近の実績値 (令和3年度)	目標値(令和10年度)
夫婦間の役割分担の現状について、満足している市民の割合	56.8%	80.0%
安心安全な出産、子育て可能な支援環境について整っていると思う市民の割合※	61.1%	64.8%
ワーク・ライフ・バランス等に取り組む市内企業の認定数(累計)※	5件	20件

直近の実績値は令和3年市民意向調査より

※ 那須烏山市第3次総合計画より

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

#### (1) 推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進していくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、その基盤となる推進体制の充実に努めます。

#### ① 庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくためには、複数の担当課による協力・連携が必要になります。そのため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持ち、生涯学習課を中心に全庁体制により推進することで計画の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ② 市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画社会の実現には、市が直接行う施策だけでなく市民、事業所、団体等各立場で本計画の主旨と目的を理解し、自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。そのため、これらの各主体と連携して推進できる体制づくりを進めます。

#### ③ 国・県・近隣市町・関係機関等との連携

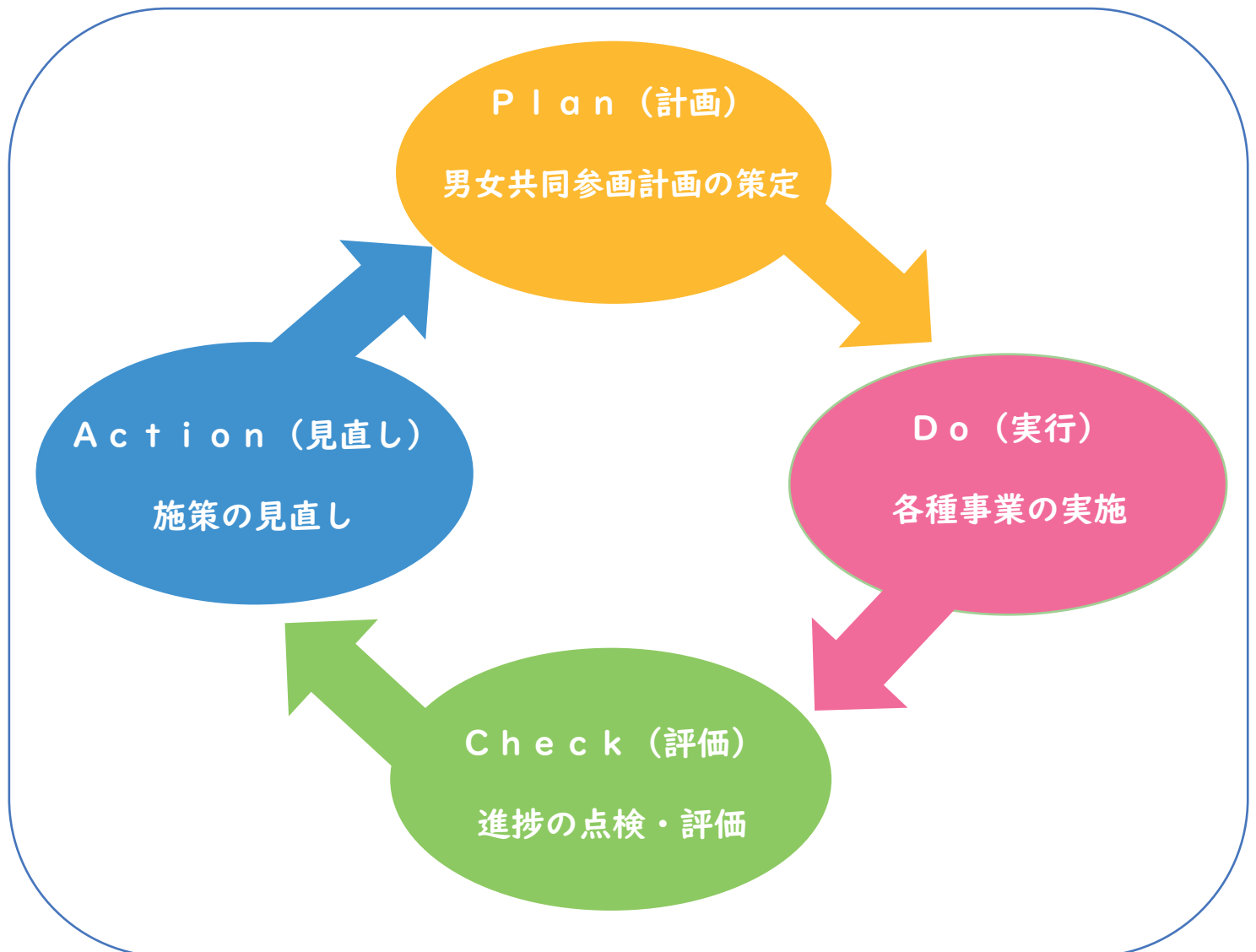
市の男女共同参画計画を効果的に推進していくため、国・県の計画や方針との整合性に配慮しながら取り組むことが必要です。そのため、国や県、近隣市町等との連携や情報交換に努め、施策の推進に活かします。

#### (2) 男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画計画の推進に関する取組について毎年度点検・評価し、本市の課題と取り組むべき施策について検討します。

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「PDCAサイクル」の考え方（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し））を基本とし、定期的に点検・評価をし、各施策の改善点を明らかにして、次年度より効果的な施策の推進に生かしていきます。



## 資料編

### ○那須烏山市男女共同参画推進委員会設置及び運営規程

平成31年4月26日教育委員会規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、男女共同参画推進委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の規定に基づく男女共同参画計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の規定に基づくDV防止基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定に基づく女性活躍推進計画（以下これらを「計画」という。）の策定並びにこれらに基づく施策の実施の推進に関し、基本となるべき事項について意見を求めるため、市に男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関し識見を有する者 8人以内
- (2) 公募により選考された者 2人以内

(委員の任期等)

**第4条** 委員の任期は、2年以内において教育長が定める期間とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(部会)

**第7条** 委員会に第2条に規定する計画の個別事項を研究し、検討し及び協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 那須烏山市男女共同参画推進委員会委員名簿

令和6(2024)年3月現在

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

(敬称略)

No	氏名	所属等	備考
1	金枝 幹雄	公募委員	
2	菊地 新一郎	那須烏山市教育委員会	
3	津崎 奈留美	自力整体ナビゲーター ほどきむすび	
4	中澤 清一	公募委員	
5	長山 真奈実	ガールスカウト	
6	堀江 功一	人権擁護委員	副委員長
7	三森 紀子	女性団体連絡協議会	委員長
8	望月 千登勢	女性団体連絡協議会	

※五十音順

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

(敬称略)

No	氏名	所属等	備考
1	大谷 明美	女性団体連絡協議会	
2	黒須 正明	公募委員	
3	菊地 新一郎	那須烏山市教育委員会	
4	小林 清美	人権擁護委員	
5	中村 麻衣	果樹農家 フルーツファーム烏山	
6	長山 真奈実	ガールスカウト	副委員長
7	平野 良枝	公募委員	
8	三森 紀子	女性団体連絡協議会	委員長

※五十音順

## 計画策定の経緯

期 日	名 称
令和3年11月	市民意識調査
令和4年6月22日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・策定方針について ・市民意識調査について
令和4年6月29日	政策調整会議 ・男女共同参画計画策定方針について
令和4年7月4日	庁議 ・男女共同参画計画策定方針について
令和4年9月30日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画計画について
令和4年12月15日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画計画（素案）について
令和5年1月23日	政策調整会議 ・男女共同参画計画（素案）について
令和5年2月1日	庁議 ・男女共同参画計画（素案）について
令和5年3月17日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画計画（素案）について
令和5年7月26日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画計画の策定について ・男女共同参画計画（素案）追加事項について
令和5年10月17日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画計画（素案）追加事項について
令和5年12月13日	政策調整会議 ・男女共同参画計画（素案）について
令和6年1月9日	庁議 ・男女共同参画計画（素案）について
令和6年1月15日～ 2月13日	パブリックコメントの実施
令和6年2月22日	那須烏山市男女共同参画推進委員会 ・パブリックコメントの結果について
令和6年2月27日	計画決定の決裁 ・パブリックコメントの結果及び男女共同参画計画（案）について
令和6年3月	第2次なすから男女共同参画計画策定

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号  
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる

用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構

成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第11条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第12条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようと

する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第13条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進す



るために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

**第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

**第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

**第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

**第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社

会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

**第3条** 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

**第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない)

い者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

**第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄  
(施行期日)

**第1条** この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正 令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(定義)

**第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者

からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

**第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

**第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

**第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相

談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めな

ければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

**第8条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

**第8条の2** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者から

の暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第9条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

**第9条の2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第4章 保護命令

（保護命令）

**第10条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又

はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日ま

での間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配

偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居

所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求め



た日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

**第15条** 保護命令の申立てについての決定に

は、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定によ

る命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

**第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第18条** 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

**第19条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第20条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合に

は、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

**第21条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

**第22条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

**第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

**第24条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

**第25条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

**第26条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

**第27条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

**第28条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

（この法律の準用）

**第28条の2** 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を

営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

## 第6章 罰則

**第29条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第30条** 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

**第3条** この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

**第3条** 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）抄  
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 略
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号）抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第4条** 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
(検討等)

**第8条** 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年5月25日法律第52号）抄  
(施行期日)

**第1条** この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38

条の規定 公布の日

(政令への委任)

**第 38 条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号) 抄**

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、刑法第一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号) 抄**

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第 7 条の規定 公布の日

2 第 21 条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 48 号。附則第 3 条において「民事訴訟法等改正法」という。)

附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

**第 7 条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

**附 則 (令和 5 年 6 月 14 日法律第 53 号) 抄**

この法律は、公布の日から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第 32 章の規定及び第 388 条の規定 公布の日

2 第 1 条中民事執行法第 22 条第 5 号の改正規定、同法第 25 条の改正規定、同法第 26 条の改正規定、同法第 29 条の改正規定 (「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第 91 条第 1 項第 3 号の改正規定、同法第 141 条第 1 項第 3 号の改正規定、同法第 181 条第 1 項の改正規定、同条第 4 項の改正規定、同法第 183 条の改正規定、同法第 189 条の改正規定及び同法第 193 条第 1 項の改正規定、第 12 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条及び第 37 条の規

定、第 42 条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 39 条第 2 項の改正規定、第 45 条の規定 (民法第 98 条第 2 項及び第 151 条第 4 項の改正規定を除く。)、第 47 条中鉄道抵当法第 41 条の改正規定及び同法第 43 条第 3 項の改正規定、第 48 条及び第 4 章の規定、第 88 条中民事訴訟費用等に関する法律第 2 条の改正規定、第 91 条の規定、第 185 条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 12 条第 3 項の改正規定、第 198 条の規定並びに第 387 条の規定 公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号  
最終改正 令和4年6月17日法律第68号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

**第2条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によ

りやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第4条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 基本方針等

(基本方針)

**第5条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

**第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

**第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関



する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

**第9条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

**第10条** 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

**第11条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

**第12条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

**第13条** 前条の民定を受けた一般事業主（以下「特例民定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

**第14条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

**第15条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

**第16条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1

項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第17条** 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

**第18条** 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しよう

とする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第3節 特定事業主行動計画

**第19条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占め女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

#### 第20条 第8条第1項に規定する一般事業主

(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生

活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第21条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

**第22条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

**第23条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援する

ために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

**第24条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

**第25条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

**第26条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

**第27条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取

組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

**第28条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

**第29条** 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

**第30条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

**第31条** 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

**第32条** 第8条、第9行、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第33条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

**第34条** 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第35条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反した者
- 二 第28条の規定に違反した者

**第36条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第38条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第39条** 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

**第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の

規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

**第3条** 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第4条** 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成29年3月31日法律第14号）抄**  
（施行期日）

**第1条** この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 前略 附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

五 略

（罰則に関する経過措置）

**第34条** この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第35条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和元年6月5日法律第24号）抄**  
（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。（令和元年12月政令174号により、令和2年6月1日から施行）

一 前略 附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年12月政令174号により、令和4年4月1日から施行）

（罰則に関する経過措置）

**第5条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）

**第6条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第7条** 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和4年3月31日法律第12号）抄**  
（施行期日）

**第1条** この法律は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 前略 附則第28条の規定 公布の日

二 略

三 前略 附則 中略 第24条 中略 の規定 令和4年10月1日

（政令への委任）

**第28条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄**  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正 令和4年6月17日法律第68号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

**第3条** 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

**第4条** 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

**第5条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

**第6条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

**第7条** 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につ



き、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

**第8条** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の

作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第3章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

**第9条** 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第3項第2号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第3項第2号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第3項第2号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

**第10条** 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

**第11条** 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第4号から第6号までを除く。）並びに第22条第

1項及び第2項第1号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

**第12条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

**第13条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発

見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

**第14条** 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

**第15条** 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前2号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第4章 雑則

(教育及び啓発)

**第16条** 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

**第17条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

**第18条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民

間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

**第20条** 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第2号の一時保護（同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設定に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

**第21条** 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設定に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第1項第6号の委託及び同条第3項の委託に

係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

**第22条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第5号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第3号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第6号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第5章 罰則

**第23条** 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日

又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

**第2条** 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

**第3条** 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

**第10条** 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

**第11条** 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

**第38条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（令和4年6月15日法律第66号）抄  
（施行期日）

**第1条** この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第7条、第8条及び第17条の規定  
公布の日

（罰則に関する経過措置）

**第16条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第17条** 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則**（令和4年6月17日法律第68号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日



～今日から ここから みんなから～  
第2次なすから男女協同参画計画  
(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)

---

発行 那須烏山市  
編集 生涯学習課  
〒321-0595 栃木県那須烏山市大金240番地  
TEL:0287-88-6223 FAX:0287-88-2027  
E-mail: shohgaigakushu@city.nasukarasuyama.lg.jp